

事務連絡
平成 25 年 12 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示及び特定接種（医療分野）の登録要領について」（平成 25 年 12 月 10 日健発 1210 第 1 号厚生労働省健康局長通知）によりお示ししたところです。

また、別添 1「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別添 2「特定接種（医療分野）の登録 Q & A」及び別添 3「特定接種登録申請書の集計方法について」を定めました。これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、以下の厚生労働省ホームページにおいて公表しております。

これらを御参照の上、都道府県におかれましては、管内の政令市（保健所設置市）や特別区、関係機関等との連携を図りながら、取りまとめていただき、下記のとおり、提出をお願いします。

記

1. 提出期限

病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション及び助産所
平成 26 年 3 月 20 日まで

2. 提出先

厚生労働省結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室
SARSOPC@mhlw.go.jp まで E-mail にて御提出ください。

3. 提出物

別添 3「特定接種登録申請書の集計方法について」に従って取りまとめた登録一覧表

4. 留意事項

提出期限については、都道府県等の御意見を踏まえ定めたものとなっております

す。なお、この期限に間に合わなかった場合は、平成 26 年度中に Web を利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。

上記の登録に係る資料については、以下のリンク先に掲載しますので、御活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html

特定接種登録申請書の記載に関する手引き

本手引きは、特定接種（医療分野）の登録要領（健発 1210 第 1 号平成 25 年 12 月 10 日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。）に基づき、医療提供事業を行う事業者の登録申請書の記載に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いる略語（例えば、「医療提供事業」など。）については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書を記載するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。さらに、本手引きの別紙として記載例を示したので参照されたい。

登録申請書（Excel ファイル）のファイル名は、事業者名の略称、事業所名の略称及び申請年月日とし、途中でスペースは空けないこと。

（例） 緑風会インフル診療所 20131202

登録申請書には 2 つのシート（「申請書」及び「データシート」）があるが、このうち、「申請書」シートに記入すること。

登録申請書は記載内容を自動集計できるようプログラムされているため、シート名の変更、行・列の挿入・削除など様式の変更は絶対に行わないこと。

登録申請書は、Microsoft Excel2003 以降のバージョンを使用すること。

1 申請者（事業者）情報

（申請年月日）

和暦かつ半角数字で記載する。平成の文字は削除しないこと。途中でスペースは空けないこと。

（事業者名）

法人名、商号については、開設届等と一致させること。法人種別については株式会社〇〇、公益財団法人△△など、省略せず記載すること。（株）や（公財）は用いない。

なお、国が開設している場合は、開設した省庁名、地方公共団体が開設している場合は、都道府県名、市区町村名を記載する。

また、公設医療機関において、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて記載し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者の氏名）

申請事業者の開設者（代表者）名を記載する（理事長、代表取締役等。国の場合は、各

省各庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長)。

全角文字を用いること。氏名の上にスペースは不要であること。

ふりがなも、平仮名で全角文字を用いて記載し、氏名の上にスペースは不要であること。

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字で記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 TEL03-1111-2222

(E-mailアドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

2 事業所情報

(設立区分)

登録する事業所の設立主体をリストから選択すること。

① 民間 ② 国 ③ 都道府県 ④ 市区町村

特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人について、その職員は公務員としての身分を与えられているため、特定独立行政法人については②国、特定地方独立行政法人については、その設立団体に依り③都道府県又は④市区町村を選択すること。なお、上記以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択すること。

また、指定管理者制度導入の公設医療機関については、③都道府県又は④市区町村を選択し、登録対象業務の従業者数については、全職員を外部事業者の従業者として登録すること。

(施設区分)

登録する事業所の施設区分はリストから選択する。

① 病院 ② 診療所（歯科を除く）③ 歯科診療所 ④ 薬局 ⑤ 訪問看護ステーション ⑥ 助産所

（歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名）

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、原則的に、3（1）「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各郡市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行うこととしている。このため、この欄には登録申請する歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名を全角文字で記載すること。郡市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えない。

（事業所名）

医療機関名、施設名、支店名等を記載する。（事業者名と同一でも可。）

全角文字を用いて記載すること。

（例）〇〇病院、〇〇クリニック、〇〇薬局〇〇支店

（所在地）

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載すること。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

（例）〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

（郵便番号、電話番号及びFAX番号）

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

（例）〒470-3231 TEL03-1111-2222

（E-mailアドレス）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

3 事業の種類及び登録対象業務の従業者について

（事業の種類）

申請事業所の事業の種類について、リストから①又は②いずれかを選択する。

なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録申請する。

① 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業 ② 重大緊急医療提供を行う事業

(1) 新型インフルエンザ等医療提供を行う事業

(病院・診療所)

登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていることと疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションにおいて、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とする。

具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院等に従事する医療従事者や、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではない。）を登録対象者とする。

ただし、新型インフルエンザ等にかかっている患者に、新型インフルエンザ等の診断、治療等以外の医療（例えば、心筋梗塞や緑内障の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

なお、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員であっても、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象とする。

(歯科診療所)

病院において、新型インフルエンザ等にかかり人工呼吸器を装着する患者等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）をチーム医療として実施する歯科医師、歯科衛生士等を登録対象とする。そのため、病院と連携して当該医療を実施する歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士等についても、登録対象とする。

新型インフルエンザ等にかかっている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

(薬局)

薬局における登録対象者は、処方箋に基づいて新型インフルエンザ等の治療のための医薬品の調剤業務等を行う薬剤師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な

不可欠である事務職員等（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等）とする。

なお、本医療の提供の業務を行う事業者の登録においては、調剤業務を行っていない薬店及びドラッグストアの従業者は登録対象とはしない。また、薬局に勤務する者であっても、一般用医薬品や日用品のみの販売等、新型インフルエンザ等治療に係る医薬品の調剤業務等に従事しない者は、登録対象とはならない。

（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションにおける登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、医師の指示の下、居宅等において新型インフルエンザの診療の補助業務等を行う看護師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な不可欠な看護補助者、事務職員等とする。

なお、定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として上記に該当すれば、登録対象とする。

（2）重大緊急医療提供を行う事業

登録要領別添1の表において、重大緊急医療提供を行う事業に係る事業の種類の詳細の欄に該当する医療機関及び助産所において、対象業務の欄に該当する有資格者を登録対象とする。

（常勤換算）

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいう。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間（※）を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者（以下「常勤者」という。）の人数
- ② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対象者の人数を掛けた人数（複数の勤務形態がある場合はそれぞれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。）

※ 所定勤務時間：事業所において定められている1週間の勤務時間

（例）週3日午前勤務する医師が5人、週2日午後勤務する看護師が10人の場合

勤務する病院における常勤者の通常の労働時間（所定勤務時間）が週40時間で、午前の勤務時間を9時から12時までの3時間、午後の勤務時間を13時から18時までの5時間と仮定した場合、 $3 \text{時間/日} \times 3 \text{日} \div 40 \text{時間} \times 5 \text{（人）} + 5 \text{時間/日} \times 2 \text{日} \div 40 \text{時間} \times 10 \text{（人）} = 1.125 \text{（人）} + 2.5 \text{（人）} = 3.625 \text{（人）}$ となり、これを小数点以下で切り上げ、4（人）が上記②に該当する従業者数となる。

4 登録対象業務の従業者数の記載方法

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の従業者数と外部事業者に所属の従業者数とを分けて記載する。

(登録対象業務の従業者数)

Excel シートでの登録の場合、「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した人数が挿入される。自動計算されるため、記載は不要であること。

紙での登録の場合のみ「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した値を記載すること。

(うち申請事業所の従業者数)

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(うち外部事業者の従業者数)

常勤換算し、整数（小数点以下は切り上げる）で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(公設医療機関)

以下の例にならい、記載すること。

① 外部事業者を活用していない場合（全従業者が公務員の場合）

登録対象業務の従業者数 : A 人

うち申請事業者の従業者数 : A 人

うち外部事業者の従業者数 : 0 人

② 外部事業者を活用している場合（公務員に加え、外部事業者の従業者が従事している場合）

登録対象業務の従業者数 : B+C 人

うち申請事業者の従業者数 : B 人

うち外部事業者の従業者数 : C 人

③ 指定管理者制度を活用している場合（公務員がいない場合）

登録対象業務の従業者数 : A 人

うち申請事業者の従業者数 : 0 人

うち外部事業者の従業者数 : A 人

5 業務継続計画

業務継続計画※(診療継続計画)を作成している場合は「業務継続計画を作成していること」欄で「○」を選択すること。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録の対象とはならない。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

6 接種実施医療機関

病院及び診療所(歯科を除く。)が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

(覚書)

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、登録要領別添3のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

(医療機関名)

覚書を取り交わした医療機関名を全角文字を用いて記載すること。

(例) ○○病院

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 TEL03-1111-2222

(E-mailアドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び

当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも良い。半角英数字を用いて記載すること。

記載例

(申請年月日) 平成25年12月20日

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿
(事業所の所在地の都道府県経由)

本記載例の場合は、神奈川県に提出します。

申請者

ふりがな いりょうほうじんこうせいかい
事業者名 医療法人厚生会

ふりがな やまだたろう
代表者の氏名 山田太郎

所在地 郵便番号 470-3231
東京都 千代田区森が関1丁目2番2号

電話番号 03-1111-2222

FAX番号 03-1111-2223

E-mail アドレス kousei@kusuri.co.jp

申請年月日を和暦で記載してください。

法人名を記載してください。

都道府県をリストから選択してください。

市区町村以下を記載してください。

電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。

E-mailは半角英数字で記載してください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第5条第1項の規定に該当する虚偽の記載はありません。

法人化していない個人事業主の場合、事業所名と同一となります。

設立区分	①民間	施設区分	②診療所（歯科を除く）	歯科診療所が所属する 都市区歯科医師会名 (※)	施設区分で③歯科診療所 を選択した場合のみ記載
ふりがな	いんぷるえんざよぼうしんりょうじょ				
事業所名	インフルエンザ予防診療所				
所在地	郵便番号 222-3232	神奈川県 川崎市川崎区1丁目2番3号 新型ビル3階			
電話番号	042-1111-1111	FAX番号	042-1111-1112		
E-mail アドレス	inlu@clinic.co.jp				
事業の種類	①新型インフルエンザ等医療提供 を行う事業	業務継続計画を作成 していること	○		
登録対象業務の従業者数（人）	7	うち申請事業者の 従業者数（人）	5	うち外部事業者の 従業者数（人）	2

都道府県をリストから選択してください。

市区町村以下を記載してください。

電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。

E-mailは半角英数字で記載してください。

プルダウン形式です。リストから選択してください。

自動計算されますので、ここには何も記入しないでください。

接種実施医療機関 ※申請事業所が自事業所で接種を実施する場合は記載不要

ふりがな					
医療機関名					
所在地	郵便番号	-			
	都道府県を選択				
電話番号	-	FAX番号	-		
E-mail アドレス	@				

自事業所で接種を実施するため、記載していません。

特定接種（医療分野）の登録Q & A**登録対象の考え方****新型インフルエンザ等医療****病院・診療所**

問 1. 新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

（答）新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問 2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）事務職員については、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問 3. 病院給食を担当する職員も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問 4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

（答）普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問 5. 新型インフルエンザ等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を合併した際に提供する医療は、新型インフルエンザ等医療に該当しますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療とは、新型インフルエンザ等の診断、治療等を行うものであり、新型インフルエンザ等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型インフルエンザ等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型インフルエンザ等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

(答) 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。その点をご了承いただいた上で、申請をお願いします。この場合は、新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。

なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外となります。

問7. 新型インフルエンザ等の予防接種（特定接種や住民接種）のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型インフルエンザ等医療提供とは、具体的には、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療、入院などの提供を言います。

問8. 薬局等と覚書を交わす接種実施医療機関は、特定接種の医療機関である必要はありますか。

(答) 接種実施医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はありません。

また問7でお示ししたとおり、予防接種のみを行う医療機関は、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。

歯科診療所

問9. 歯科診療所において新型インフルエンザ等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求めら

れるため、新型インフルエンザ等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

なお、新型インフルエンザ等により患っている患者に、上記の新型インフルエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問 10. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型インフルエンザ医療を提供する歯科衛生士等も登録対象者となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象者となります。

薬局

問 11. 薬局における新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）処方箋に基づく新型インフルエンザ等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問 12. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

（答）今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問 13. 薬局において新型インフルエンザ等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

（答）今回の登録の対象は、新型インフルエンザ等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型インフルエンザ等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象となりません。

問 14. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を行う病院や診療所において、新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）については、

登録の対象とされています。

薬局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

訪問看護ステーション

問 15. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

（答）新型インフルエンザ等にり患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下に必要な診療の補助又は療養上の世話を行うことをいいます。

問 16. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

（答）新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問 17. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

（答）定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サービス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

助産所

問18. 助産所は登録対象となりますか。

（答）重大緊急医療提供を行う事業として分娩を取り扱う助産所は登録対象となります。なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問19. 分娩を取り扱わない助産所は登録対象となりますか。

(答) 対象となりません。ただし、問 18 において示したとおり、分娩を取り扱う助産所は重大緊急医療提供を行う事業に該当し、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

重大緊急医療

問20. 重大緊急医療提供に係る登録対象者は、具体的にはどのような者を指しますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類
の細目」に記載の医療機関等において、当該対象業務に従事する有資格者が対象となります。

問21. 眼科、皮膚科、精神科など単科の医療機関であっても、重大緊急医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類
の細目」に記載の医療機関に該当すれば、重大緊急医療提供事業として登録の対象となります。

常勤換算

問22. 週 3 日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問23. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員 A さんの登録対象業務に従事する 1 週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の 1 週間当たり勤務時間（所定勤務時間）で除した数字に 1 人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週 40 時間の病院において、週 3 日、午前中（8 時から 12 時までの 4 時間と仮定）だけ勤務する A さんについて常勤換算した従業者数は、4 時間／日 × 3 日 ÷ 40 時間 × 1 人 = 0.3 人となります。

問24. 複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

（答）特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した $2日 \div 5日 \times 1人 = 0.4人$ として登録し、B病院においても常勤換算した $3日 \div 5日 \times 1人 = 0.6人$ としてそれぞれ登録してください。

その他

問25. 外部事業者も登録対象となりますか。

（答）登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問26. 指定公共機関、指定地方公共機関等の団体は登録対象となりますか。

（答）登録の対象となるかどうかは、指定公共機関又は指定地方公共機関であるかを問わず、登録基準告示において示した事業に該当するかどうかによって決まるものです。

登録の事務

問27. 特定接種については国が実施主体であるが、なぜ医療関係者の登録について、都道府県等が登録の事務において協力する必要があるのですか。

（答）今回の医療関係者の登録は、政府行動計画における特定接種の接種順位の基本的考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等や、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療関係者から登録を開始しようとするものです。

この登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力をお願いしていますが、これは、

- ① 医療関係者への特定接種により、新型インフルエンザ等発生時における各地域の医療体制の維持に資することが期待されるものであり、日頃から、地域の医療機関等の指導を行っている保健所が最も医療機関の状況を把握していると考えられること

- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 4 項においては、厚生労働大臣は登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、都道府県知事や市町村長に必要な協力を求めることができるとされていること
- ③ ワクチンの供給については、都道府県が担う役割であり、都道府県は、登録対象となる医療関係者を把握しておくことが重要であること

を踏まえたものです。

また、今後、医師会や病院団体等の関係団体の全国組織が傘下の医療機関等に対して医療関係者の登録に関する説明会を開催する予定と聞いており、その場合には、厚生労働省からも積極的に出向き、このような関係団体ルートを通じても本件の周知を行っていきたいと考えています。

今回の医療関係者の登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力が不可欠であり、是非ともご協力いただきたいと思います。

問28. 登録申請書を紙で受け付けた場合、その内容をエクセルシートへ転記することとされていますが、これは、各保健所が紙ベースで都道府県に提出し、都道府県が一括して転記するのですか。

(答) 登録申請書の受付、確認、転記などは、原則として、各保健所で行っていただき、都道府県はそれを取りまとめ、厚生労働省に提出していただきたいと思います。

問29. 登録申請書提出の締め切りを過ぎた場合は、受け付けてもらえませんか。

(答) 医療関係者の登録申請については、3月末を一旦の期限とすることとしています。この期限に間に合わなかった場合は、平成26年度中にWebを利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。都道府県は、3月末以降Webシステム稼働までは、登録申請や修正を受け付ける必要はありません。なお、都道府県がとりまとめるに当たり支障が生じ、特段の配慮が必要となる場合には、厚生労働省にご相談ください。

問30. 提出期限の平成26年3月20日とは、医療機関等から都道府県への申請期限なのですか。厚生労働省への提出期限なのですか。

(答) 厚生労働省への提出期限です。

問31. E-mailアドレスの登録は必須ですか。E-mailアドレスを持たない診療所等は、登録できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の発生時や登録更新時の連絡などに使用するため、E-mailアドレスの登録は必須です。なお、記載の手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えありません。

問 32. 申請書の内容に疑義が生じた場合、都道府県経由で照会すると登録要領に記載がありますが、その際の必要な指示等は厚生労働省から示されますか。

(答) 都道府県における確認の時点で疑義が生じた場合には、適宜照会していただいても構いません。また、厚生労働省における確認の時点で疑義が生じ、都道府県に照会をお願いする場合には、疑義が生じた理由をお示ししつつ、例えば登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠をご確認いただきたいなどといったお願い等を行う予定です。

問 33. 登録申請書とともに登録者名簿や総従業者数などの資料を提出してもらうべきではないですか。

(答) 登録要領に記載のとおり、登録者名簿や従業者数の提出を、求めるものではありませんが、登録申請内容に疑義がある場合には、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととしています。

問 34. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録申請はどのように行うのですか。

(答) 都道府県においては、各都道府県歯科医師会に周知をし、登録申請のとりまとめを行ってください。おおむね各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所を推薦していただき、各都道府県歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録申請をしていただきたいと思いますと考えています。

問35. 各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所の推薦とあるが、病院と連携して新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所が地域に複数か所あった場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 各郡市区歯科医師会あたり 1 歯科診療所を原則としていますが、箇所数については、新型インフルエンザ等医療を提供する病院との医科歯科連携の実態、地理的な事情、人口規模等を考慮して決定していただきたいと思いますと考えています。

問 36. 訪問看護ステーションについて、登録申請の内容の確認はどの部署がすればよいですか。

(答) 訪問看護ステーションは、介護保険法（平成 9 年法第 123 号）に基づき、都道府県知事（事業所の所在地が指定都市・中核市である場合は指定都市・中核市市長）が指定を行っています。

このため、保健所が訪問看護ステーションに係る情報を把握していない場合は、介護保険法に基づく指定事務を担当している介護保険主管部局と協力して、都道府県内

で確認していただきたいと考えています。

問 37. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、登録手続告示第5条第2項においてお示ししたとおり、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問 38. 登録申請に関する情報提供は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 登録申請書であるエクセルシート、記載の手引き、Q&A等を厚生労働省のホームページに掲載します。

また、可能な限り、各都道府県等においても、それぞれのホームページから登録申請書のダウンロードや参考資料の閲覧等ができるようにしていただきたいと考えています。

業務継続計画（診療継続計画）

問 39. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することはできますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画（診療継続計画）を作成することとされています。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければなりません。業務継続計画の作成に時間がかかるということについては、まずは、業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考え方から、今般の申請に当たっては、初版に当たるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示ししています。

問 40. 業務継続計画を提出する必要はありますか。

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、提出する必要はありません。ただし、登録手続告示第3条第4項にお示ししたとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

問 41. 業務継続計画を作成していないことを都道府県等が知った場合、厚生労働省へ報告する必要はありますか。

(答) 登録手続告示第5条第1項又は第8条第1号の規定に該当するため、業務継続計画を作成していないことが判明した場合は厚生労働省へ報告していただきたいと考えて

います。また、その場合、登録手続告示第9条第4項の規定にあるとおり、登録が削除されることがあります。

登録事務に係る補助金

問 42. 特定接種の登録業務にかかる補助金については、なぜ補助率 1/2 なのですか。

(答) 特定接種の登録については、地域の医療体制や社会機能の維持・確保のために実施されるものであるため、国と地方公共団体が共同して実施する事務であり、円滑な運営を期するために、その登録業務に係る費用負担については補助率 1/2 として協力していただくこととしています

問 43. 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県とされているが、保健所を設置している政令市や特別区に対する補助金の交付はありますか。また、補助金の交付が無い場合における政令市、特別区の事務負担の財政措置のスキームはどのようになりますか。

(答) 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県であるため、政令市、特別区に対する国からの直接補助はありません。そのため、政令市、特別区におかれましては、都道府県と連携を図りながら、都道府県からの事務委託等として協力要請があれば必要に応じてご協力いただきたいと思います。

問 44. 平成 25 年度の補助金交付のスケジュールを教えてください。

(答) 平成 25 年 12 月中に厚生労働省が各都道府県から要望額を聞き取り、これらを取りまとめ、平成 26 年 1 月以降に交付申請の受理及び交付決定を行う予定です。

問 45. 平成 26 年度以降における登録や修正等の事務に係る補助金の交付はありますか。

(答) 平成 26 年度以降についても、平成 25 年度と同様の補助事業を行う予定です。

問 46. 郵送料も補助金の対象となりますか。

(答) 郵送料を含めた役務費を対象経費とする予定です。

接種体制

問 47. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

(答) 事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定接種の

対象、接種総数、接種順位については、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届くとは限りません。

問 48. 特定接種の実施の際には、登録事業所の接種実施医療機関に対して、10ml バイアルのワクチンが供給されるのですか。

(答) 供給バイアルサイズについては、10ml 等のバイアルで供給することを想定しています。

なお、集団的接種が不可能又は不適切である接種対象者、各会場における端数の人数及び小規模な医療機関の医療従事者への接種等に対応するため、一定程度は1ml 等の小さなバイアルを確保することを想定しています。

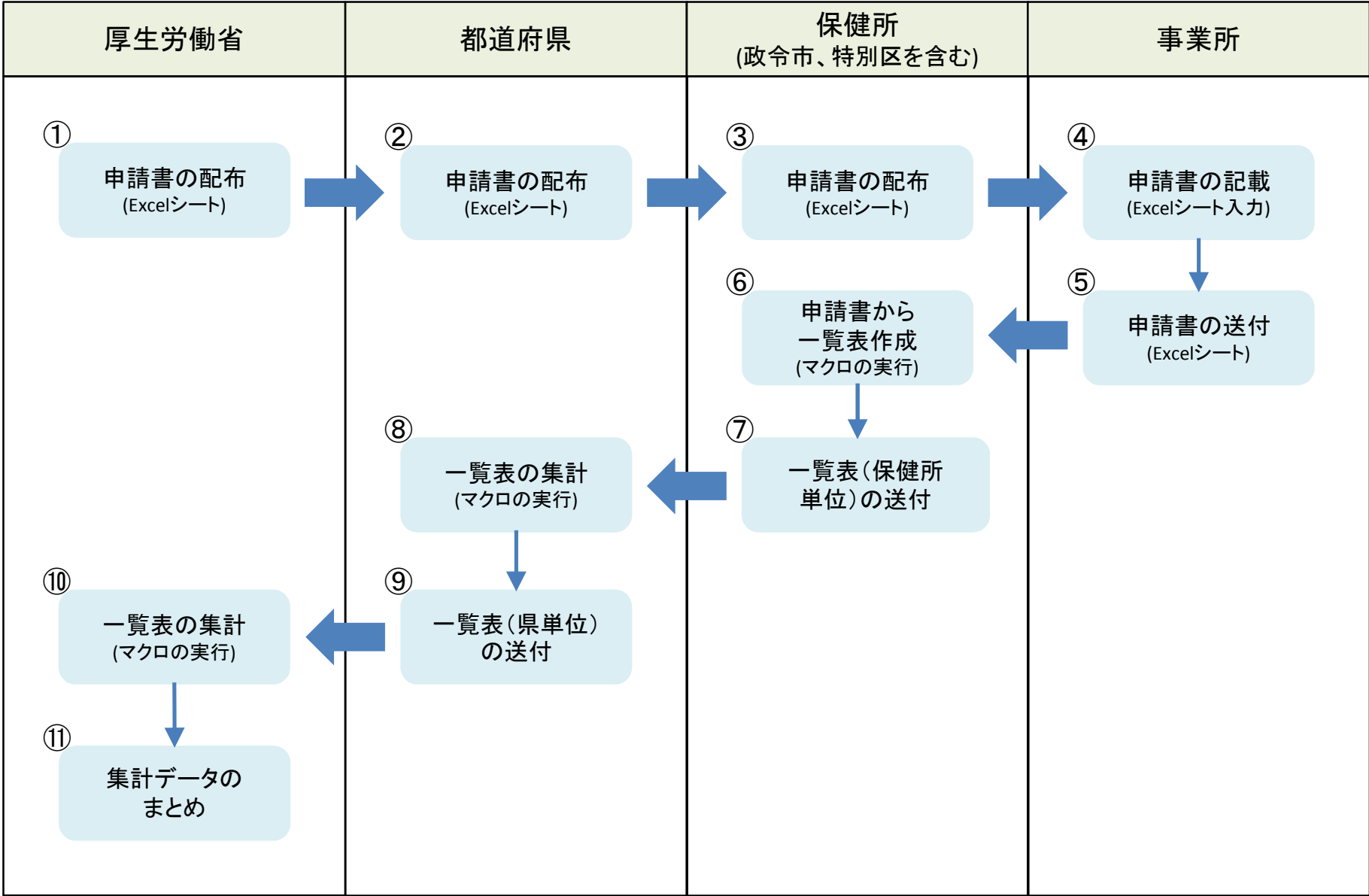
問 49. 新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「100 人以上を単位として接種体制を構築する」とあるが、個々の事業所が、100 人以上の体制を構築する必要がありますか。

(答) 今回の医療関係者の登録については、接種体制が構築されていれば、一つの事業所からの登録対象者が100 人以下であっても、登録の対象となります。

特定接種登録申請書の集計方法について

別添3

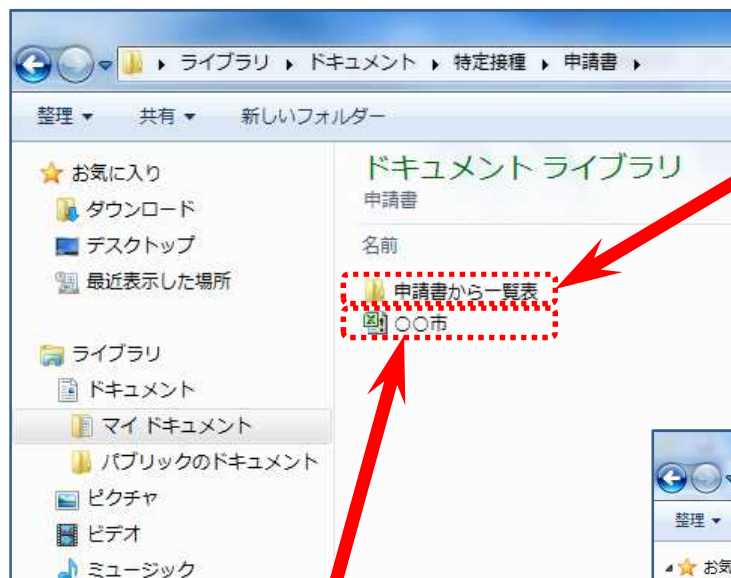
登録申請の基本的な流れ(イメージ)



「申請書から一覧表作成」の手順について①

(保健所での作業を想定し記載しています)

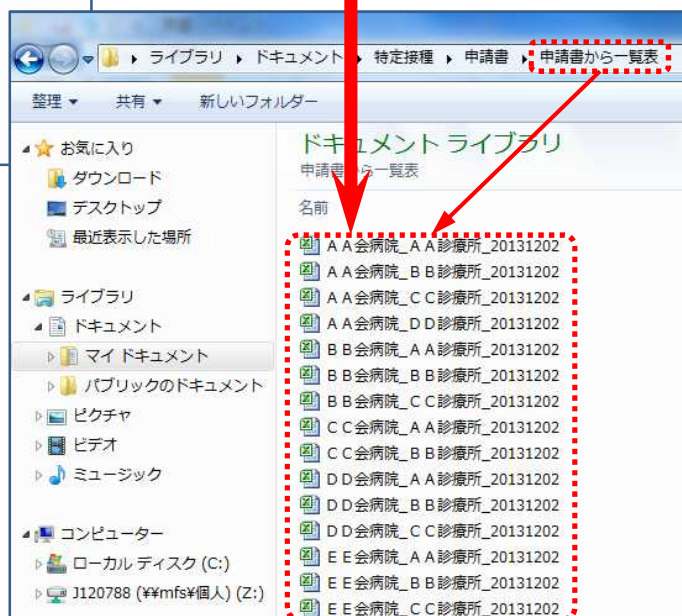
① EXCELマクロ実行の準備(1)



◆ 任意の場所にフォルダを作成します。
フォルダ名は、「申請書から一覧表」
としてください。
例) ライブラリ¥ドキュメント¥特定接種¥申請書¥申請書から一覧表

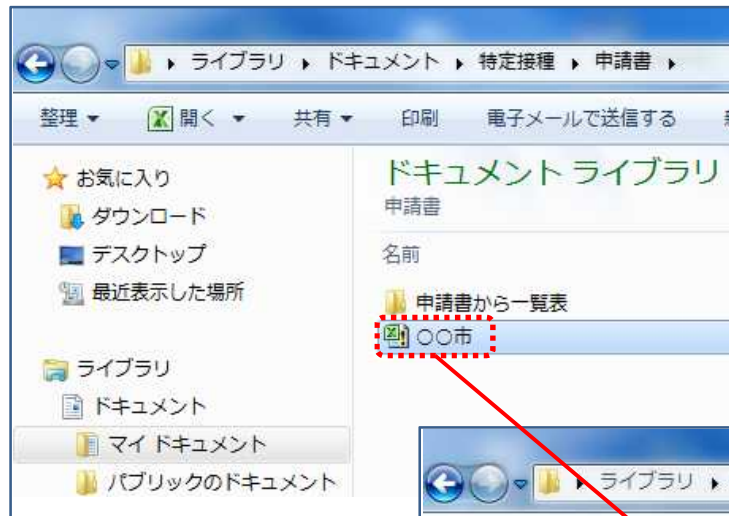
◆ 事業所から受領した申請書は、「申請書から一覧表」
フォルダに格納してください。

◆ 「申請書から一覧表」フォルダと同じ
階層に、マクロ実行用のExcelファイル
(ファイル名「〇〇市」)を格納してください。

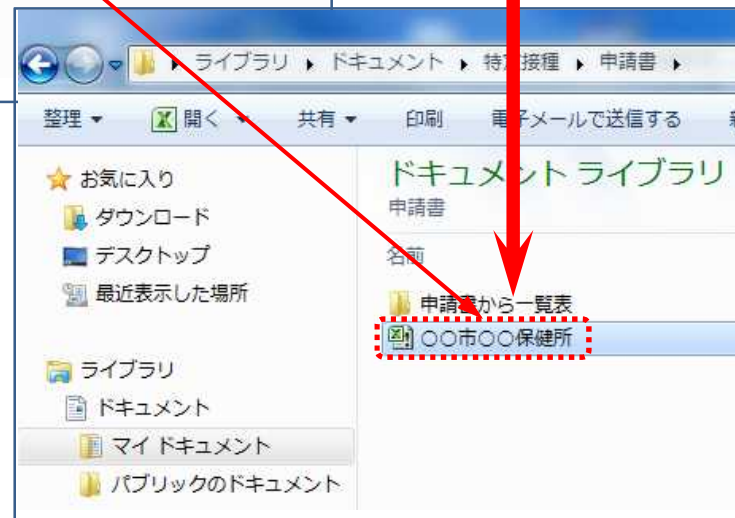


「申請書から一覧表作成」の手順について②

② EXCELマクロ実行の準備(2)



◆ マクロ実行用のExcelファイル「〇〇市」の名前を変更します。
管理し易い名前(保健所単位等)としてください。
例) 〇〇市〇〇保健所 に変更。



「申請書から一覧表作成」の手順について③

③ EXCELマクロの実行(1)

◆ マクロ実行用のExcelファイル「〇〇市〇〇保健所」をダブルクリックすることにより、下記のようにExcelシートが表示されます。「集計」シートを選んでください。

The screenshot shows a Windows Explorer window with the path 'ライブラリ > ドキュメント > 特定接種 > 申請書'. The file '〇〇市〇〇保健所' is selected. An arrow points from this file to the Microsoft Excel window. In the Excel window, the '集計' worksheet is selected in the bottom sheet bar.

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 都道府県	所在地 市町村以下	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス	設立区分	施設区分	歯科診療 所が所属 する都市 区歯科医 師会名 (後)	事業所名	ふり な
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	

「申請書から一覧表作成」の手順について④

④ EXCELマクロの実行(2)

◆「表示」タグをクリックすることにより、「マクロ」ボタンが表示されます。
(「表示」以外のタグ等に「マクロ」ボタンが存在することもあります。)

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 都道府県	所在地 市町村以下	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	設立区分	施設区分	歯科診療 所が所属 する都市 区歯科医 師会名 (※)	事業所名	ふりがな
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	

「申請書から一覧表作成」の手順について⑤

⑤ EXCELマクロの実行(3)

◆「マクロ」ボタンをダブルクリックすることにより、マクロ実行の画面が表示されます。

マクロ

マクロ名(M):

- データ一括作成
- データ一括作成

マクロの保存先(A): 開いているすべてのブック

説明

実行(B)

ステップイン(S)

編集(E)

作成(C)

削除(D)

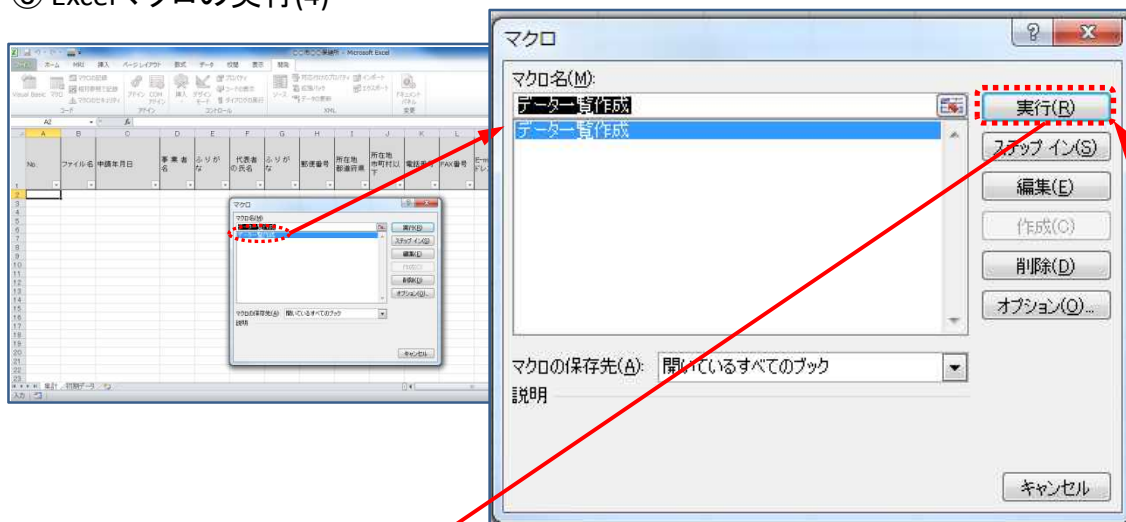
オプション(O)...

キャンセル

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 都道府県	所在地 市町村以下	電話番号
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										

「申請書から一覧表作成」の手順について⑥

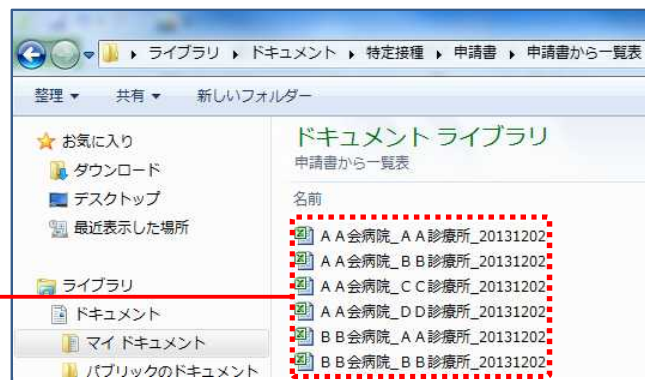
⑥ Excelマクロの実行(4)



◆ マクロ実行画面の「データ一覧作成」を選択し、「実行」ボタンをクリックします。

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名
1	AA会病院_AA診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院
2	AA会病院_BB診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院
3	AA会病院_CC診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院
4	AA会病院_DD診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院

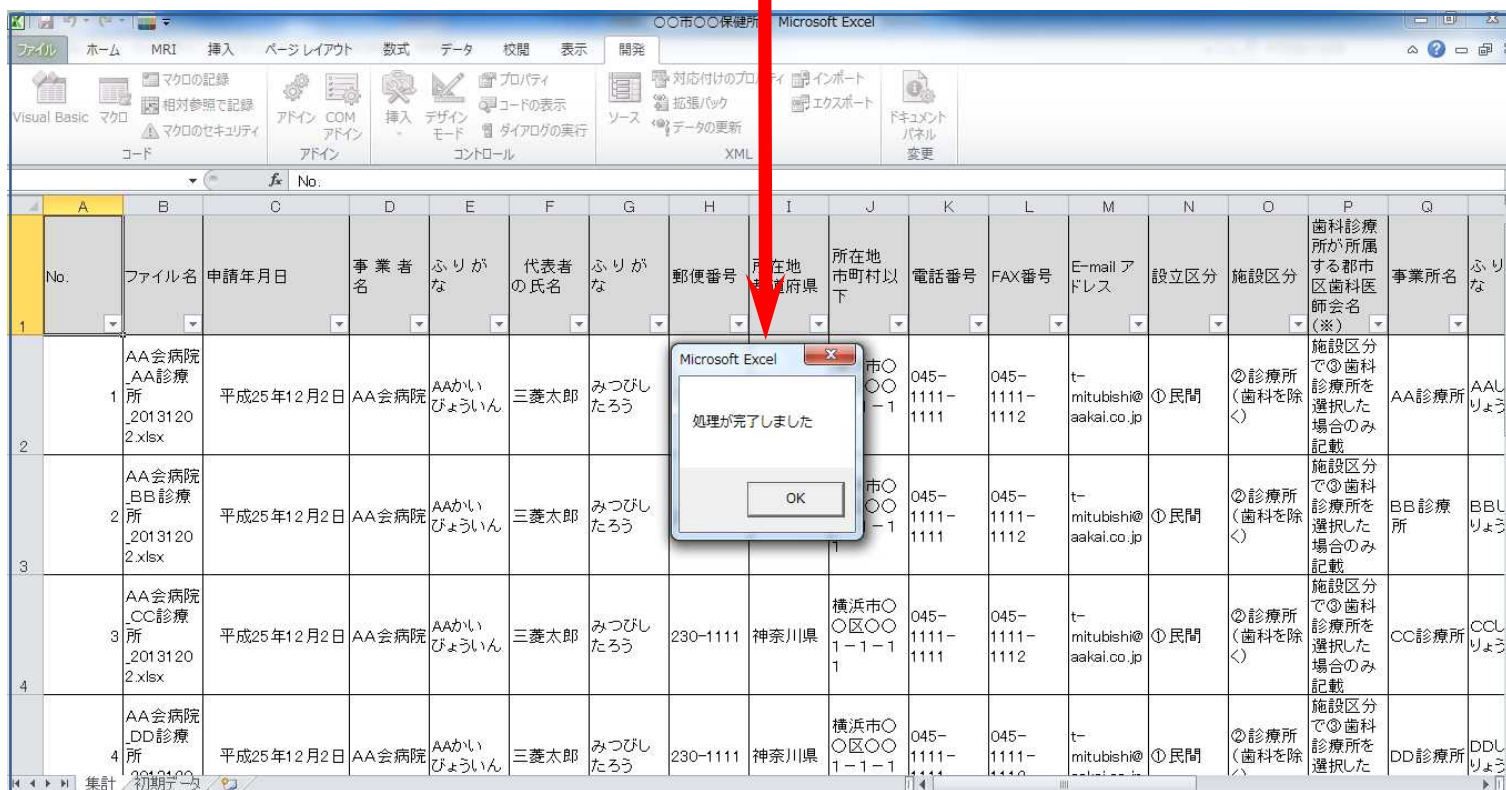
◆ 「申請書から一覧表」フォルダ内に格納されている全ての申請書から「〇〇市〇〇保健所」の集計シートに一覧表が作成されます。



「申請書から一覧表作成」の手順について⑦

⑦ Excelマクロの実行(5)

- ◆ 処理が完了すると下記メッセージが表示されます。
「OK」ボタンをクリックすることにより、集計シートに戻ります。



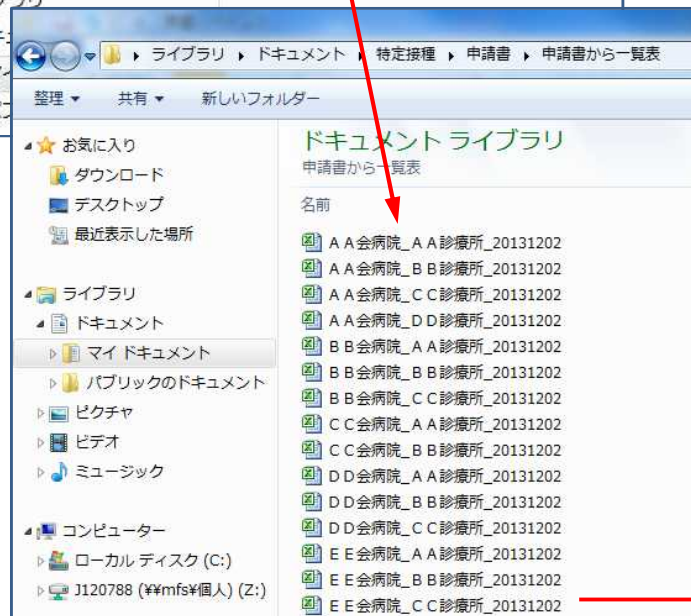
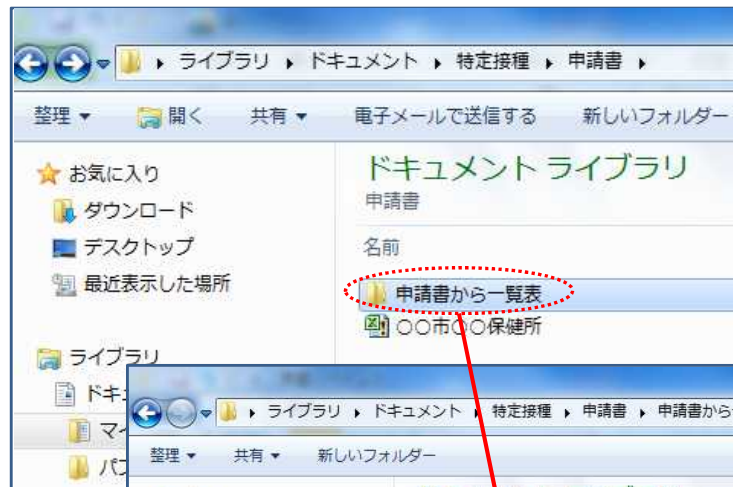
The screenshot shows a Microsoft Excel spreadsheet with a data table. A red arrow points from the text above to a dialog box that appears over the table. The dialog box contains the text "処理が完了しました" (Processing completed) and an "OK" button. The spreadsheet data is as follows:

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 市町村以下	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	設立区分	施設区分	歯科診療所が所属する市区町村医師会名(※)	事業所名	ふりがな
1	AA会病院_AA診療_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AAかいびょういん	三菱太郎	みつびしたろう		市〇〇区〇〇-1	045-1111-1111	045-1111-1112	t-mitubishi@aakai.co.jp	①民間	②診療所(歯科を除く)	施設区分で③歯科診療所を選択した場合のみ記載	AA診療所	AAりょう
2	AA会病院_BB診療_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AAかいびょういん	三菱太郎	みつびしたろう		市〇〇区〇〇-1	045-1111-1111	045-1111-1112	t-mitubishi@aakai.co.jp	①民間	②診療所(歯科を除く)	施設区分で③歯科診療所を選択した場合のみ記載	BB診療所	BBりょう
3	AA会病院_CC診療_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AAかいびょういん	三菱太郎	みつびしたろう	230-1111	神奈川県横浜市〇〇区〇〇-1-1-1	045-1111-1111	045-1111-1112	t-mitubishi@aakai.co.jp	①民間	②診療所(歯科を除く)	施設区分で③歯科診療所を選択した場合のみ記載	CC診療所	CCりょう
4	AA会病院_DD診療_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AAかいびょういん	三菱太郎	みつびしたろう	230-1111	神奈川県横浜市〇〇区〇〇-1-1-1	045-1111-1111	045-1111-1112	t-mitubishi@aakai.co.jp	①民間	②診療所(歯科を除く)	施設区分で③歯科診療所を選択した場合のみ記載	DD診療所	DDりょう

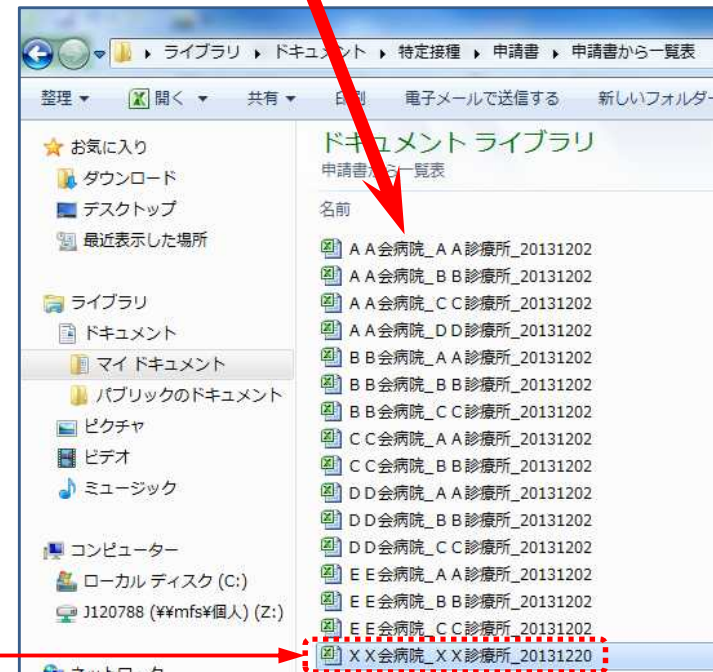
(参考)一覧表作成後に申請書を追加する場合について

マクロ実行により作成される一覧表は、**上書き作成**されます。

事業所からの申請書を**既に作成した一覧表(保健所単位)に追加**する場合は、「申請書から一覧表」フォルダに**追加で申請書を格納し**、「申請書から一覧表作成」の手順についての③～⑦の作業を行ってください。



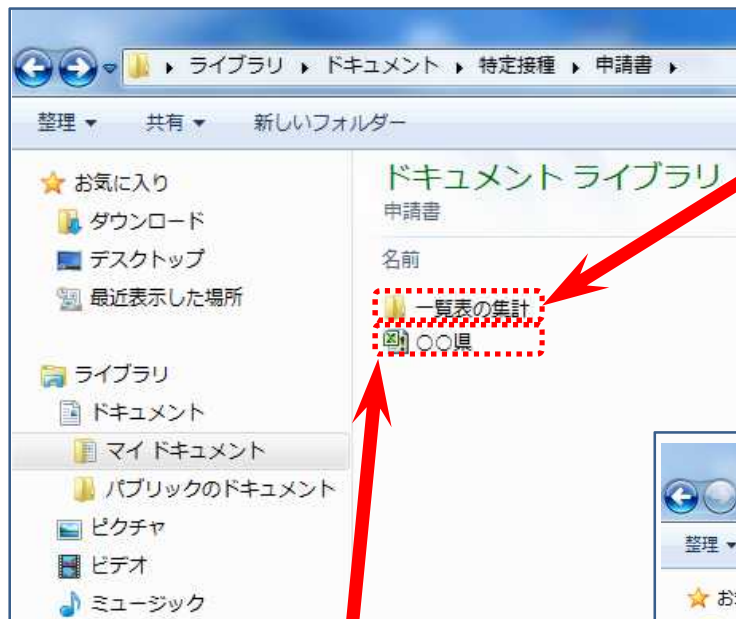
◆ 前回はマクロ実行したときの**申請書は残したまま**、再度マクロを実行してください。



「一覧表の集計」について①

(都道府県での作業を想定し記載しています)

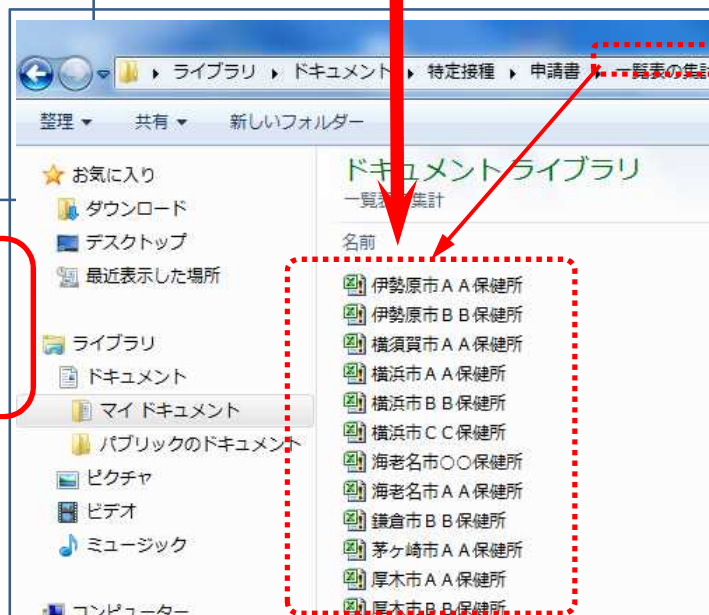
① EXCELマクロ実行の準備(1)



◆ 任意の場所にフォルダを作成します。
フォルダ名は、「一覧表の集計」としてください。
例) ライブラリ¥ドキュメント¥特定接種¥申請書¥一覧表の集計

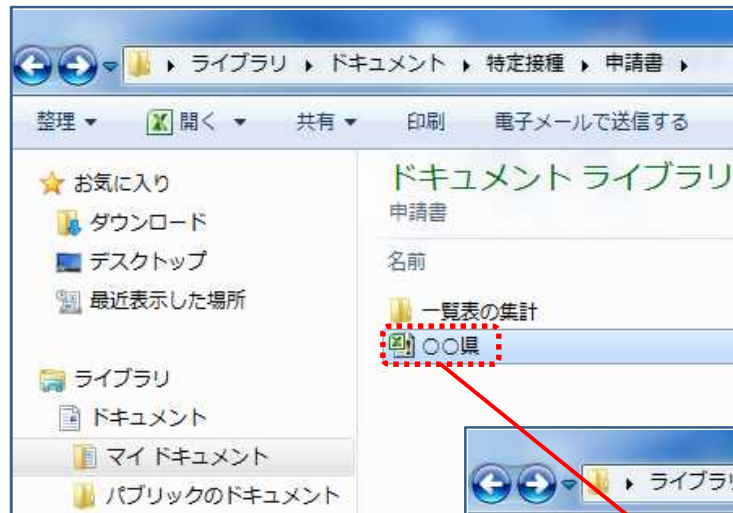
◆ 保健所から受領した一覧表(保健所単位)は、
「一覧表の集計」フォルダに格納してください。

◆ 「一覧表の集計」フォルダと
同じ階層に、マクロ実行用のExcelファイル
(ファイル名「〇〇県」)を格納してください。

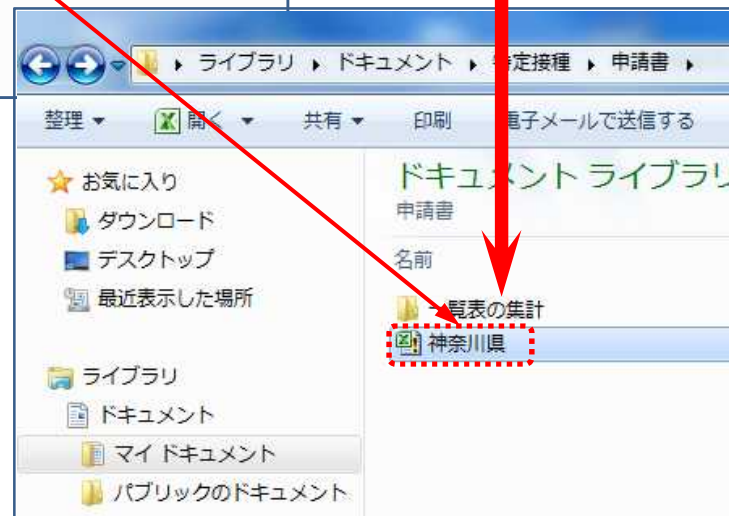


「一覧表の集計」について②

② EXCELマクロ実行の準備(2)



◆ マクロ実行用のExcelファイル「〇〇県」の名前を変更します。
自身の県の名前としてください。
例) 神奈川県 に変更。



「一覧表の集計」について③

③ EXCELマクロの実行(1)

The image shows a file explorer window on the left and a Microsoft Excel window on the right. A red arrow points from the '神奈川県' file in the file explorer to the Excel window. A red box highlights the '神奈川県' file in the file explorer. A red callout box contains the following text:

◆ マクロ実行用のExcelファイル「神奈川県」をダブルクリックすることにより、下記のようにExcelシートが表示されます。

The Excel window displays a spreadsheet with the following columns (headers):

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地	所在地	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	設立区分	業種区分	業種	ふりがな	郵便番号	所在地	所在地	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	事業の種類	業種コード
-----	-------	-------	------	------	--------	------	------	-----	-----	------	-------	------------	------	------	----	------	------	-----	-----	------	-------	------------	-------	-------

「一覧表の集計」について④

④ EXCELマクロの実行(2)

The image shows a Microsoft Excel window with the '表示' (View) ribbon tab selected. A red dashed box highlights the '表示' tab and the '折り返して全体を表示する' (Wrap text) button. A red arrow points from this button to a callout box. Another red arrow points from the '表示' tab to a second screenshot of the Excel ribbon, where the '集計' (Summary) button is highlighted in the command bar. A third red arrow points from the '集計' button in the command bar to the same callout box.

◆「表示」タグをクリックすることにより、「マクロ」ボタンが表示されます。
(「表示」以外のタグ等に「マクロ」ボタンが存在することもあります。)

「一覧表の集計」について⑤

⑤ EXCELマクロの実行(3)

◆「マクロ」ボタンをダブルクリックすることにより、マクロ実行の画面が表示されます。

マクロ

マクロ名(M):
データ一括作成
データ一括作成

実行(B)
ステップイン(S)
編集(E)
作成(C)
削除(D)
オプション(O)...

マクロの保存先(A): 開いているすべてのブック

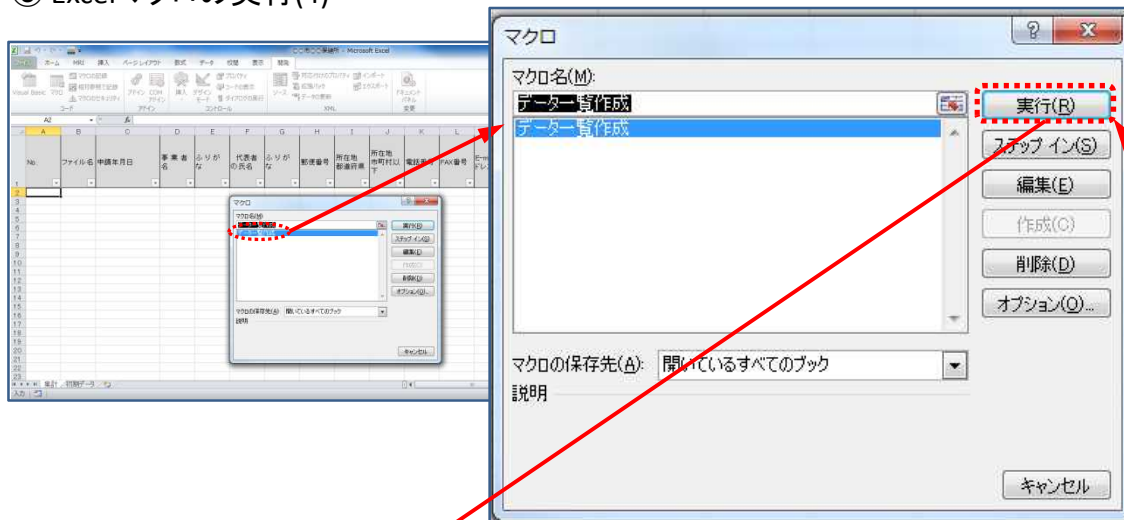
説明

キャンセル

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 都道府県	所在地 市町村以下	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス	設立区分	施設
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														

「一覧表の集計」について⑥

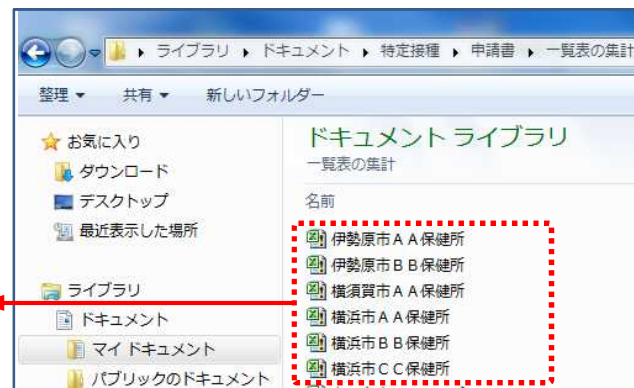
⑥ Excelマクロの実行(4)



◆ マクロ実行画面の「データ一覧作成」を選択し、「実行」ボタンをクリックします。

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名
1	伊勢原市AA保健所.XLSL	平成25年12月2日	AA会病院
2	伊勢原市BB保健所.XLSL	平成25年12月2日	AA会病院
3	横須賀市AA保健所.XLSL	平成25年12月2日	AA会病院

◆ 「一覧表の集計」フォルダ内に格納されている全ての一覧表(保健所単位)が集計され、「神奈川県」の集計シートで一覧表(県単位)が作成されます。



「一覧表の集計」について⑦

⑦ Excelマクロの実行(5)

- ◆ 処理が完了すると下記メッセージが表示されます。
「OK」ボタンをクリックすることにより、集計シートに戻ります。

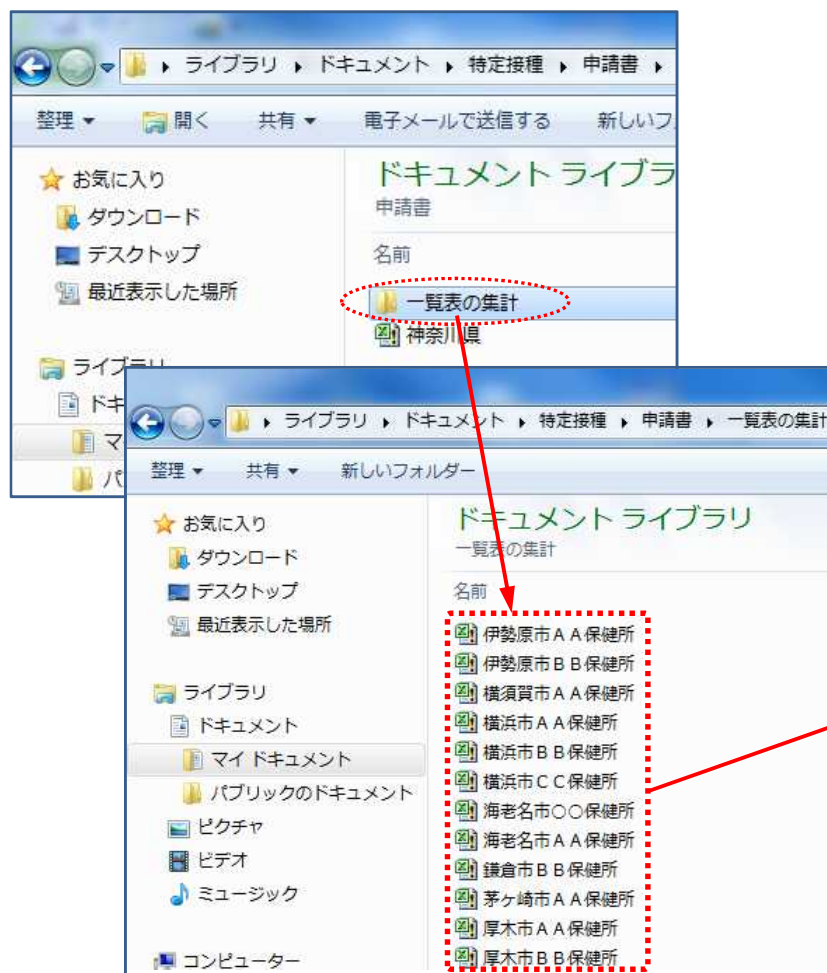
The screenshot displays the Microsoft Excel interface with a data table. A red arrow points from the text above to a dialog box that has appeared over the table. The dialog box contains the text "処理が完了しました" (Processing completed) and an "OK" button. The data table below has columns labeled A through Z and rows numbered 253 through 270. The data in the table includes dates, names, addresses, and phone numbers.

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	
253		鎌倉市B B保健 所>asm	平成25年12月2日	DD会病 院	DDかい びよしん	瑞穂太郎	あずはた ろう	230-4444	神奈川県	横浜市O O区OO 4-1-1 1	045-4444- 1111	045-4444- 1112	た ま か い の 民 間	の民間	の診療所 (書料を除 く)	施設区分 での書料 診療所を 選択した 場合のみ 記載	CC診療所	CCしん りよじよ	230-4414	神奈川県	横浜市O O区OO 4-2-1 3	045-4453- 1111	045-4453- 1112	cc- sinryou@ dkai.co.jp	事業の種 類を選択	作成して いる場 合は九 印を 選択し て下 さい	
254		鎌倉市B B保健 所>asm	平成25年12月2日	EE会病 院	EEかい びよしん	野村太郎	のむらた ろう	230-5555	神奈川県	横浜市O O区OO 5-1-1 1	045-5555- 1111	045-5555- 1112	た ま か い の 民 間	の民間	の診療所 (書料を除 く)	施設区分 での書料 診療所を 選択した 場合のみ 記載	AA診療所	AAしん りよ うじよ	230-5512	神奈川県	横浜市O O区OO 5-2-11	045-5561- 1111	045-5561- 1112	aa- sinryou@ ekai.co.jp	事業の種 類を選択	作成して いる場 合は九 印を 選択し て下 さい	
254		鎌倉市B B保健 所>asm	平成25年12月2日	EE会病 院	EEかい びよしん	野村太郎	のむらた ろう	230-5555	神奈川県	横浜市O O区OO 5-1-1 1	045-5555- 1111	045-5555- 1112	た ま か い の 民 間	の民間	の診療所 (書料を除 く)	施設区分 での書料 診療所を 選択した 場合のみ 記載	BB診療所	BBしん りよじよ	230-5513	神奈川県	横浜市O O区OO 5-2-12	045-5562- 1111	045-5562- 1112	bb- sinryou@ ekai.co.jp	事業の種 類を選択	作成して いる場 合は九 印を 選択し て下 さい	
255		鎌倉市B B保健 所>asm	平成25年12月2日	EE会病 院	EEかい びよしん	野村太郎	のむらた ろう	230-5555	神奈川県	横浜市O O区OO 5-1-1 1	045-5555- 1111	045-5555- 1112	た ま か い の 民 間	の民間	の診療所 (書料を除 く)	施設区分 での書料 診療所を 選択した 場合のみ 記載	CC診療所	CCしん りよじよ	230-5514	神奈川県	横浜市O O区OO 5-2-13	045-5563- 1111	045-5563- 1112	cc- sinryou@ ekai.co.jp	事業の種 類を選択	作成して いる場 合は九 印を 選択し て下 さい	
256																											
257																											
258																											
259																											
260																											
261																											
262																											
263																											
264																											
265																											
266																											
267																											
268																											
269																											
270																											
271																											
272																											

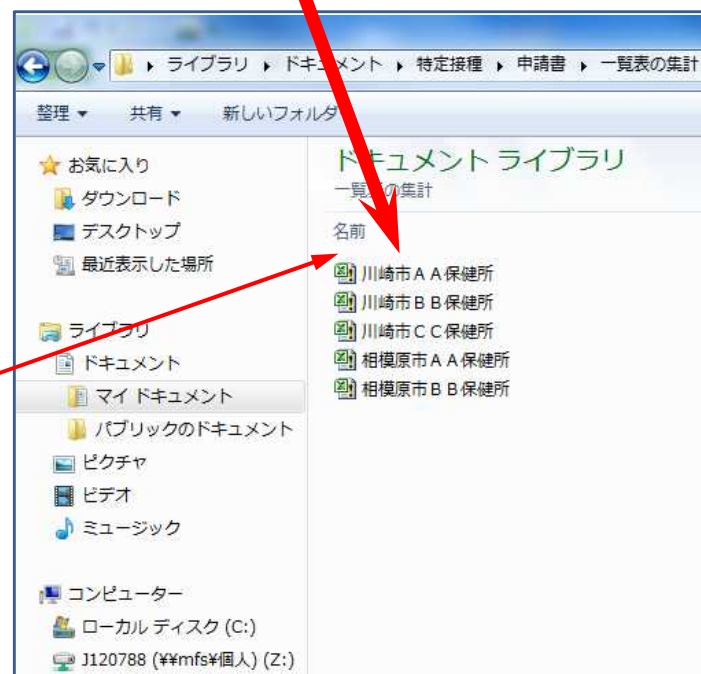
(参考)一覧表(県単位)作成後に一覧表(保健所単位)を追加する場合について

マクロ実行により作成される一覧表(県単位)は、**追加作成**されます。

一覧表(保健所単位)を**既に集計した一覧表(県単位)**に**追加**する場合は、既に一覧表(県単位)に集計済みの一覧表(保健所単位)のエクセルファイルは全て**任意の別のフォルダに移し、追加分の一覧表(保健所単位)のエクセルファイルのみ**「一覧表の集計」フォルダに格納し、「一覧表の集計」についての③～⑦の作業を行ってください。



◆ 前回にマクロ実行したときの一覧表(保健所単位)は、存在しない状態で、再度マクロを実行してください。

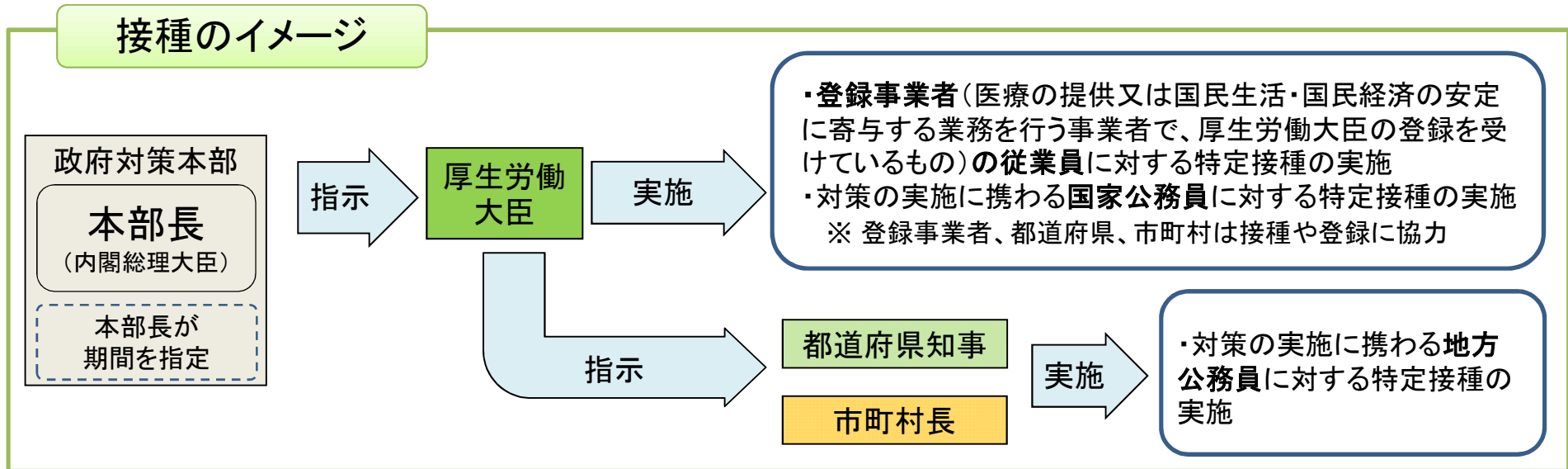


特定接種について

(参考)

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本となる考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

特定接種に関する医療関係者の登録について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※¹を登録することが想定されている。
- このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※²を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※³について、年内に登録を開始する。

※¹ 100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※² ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

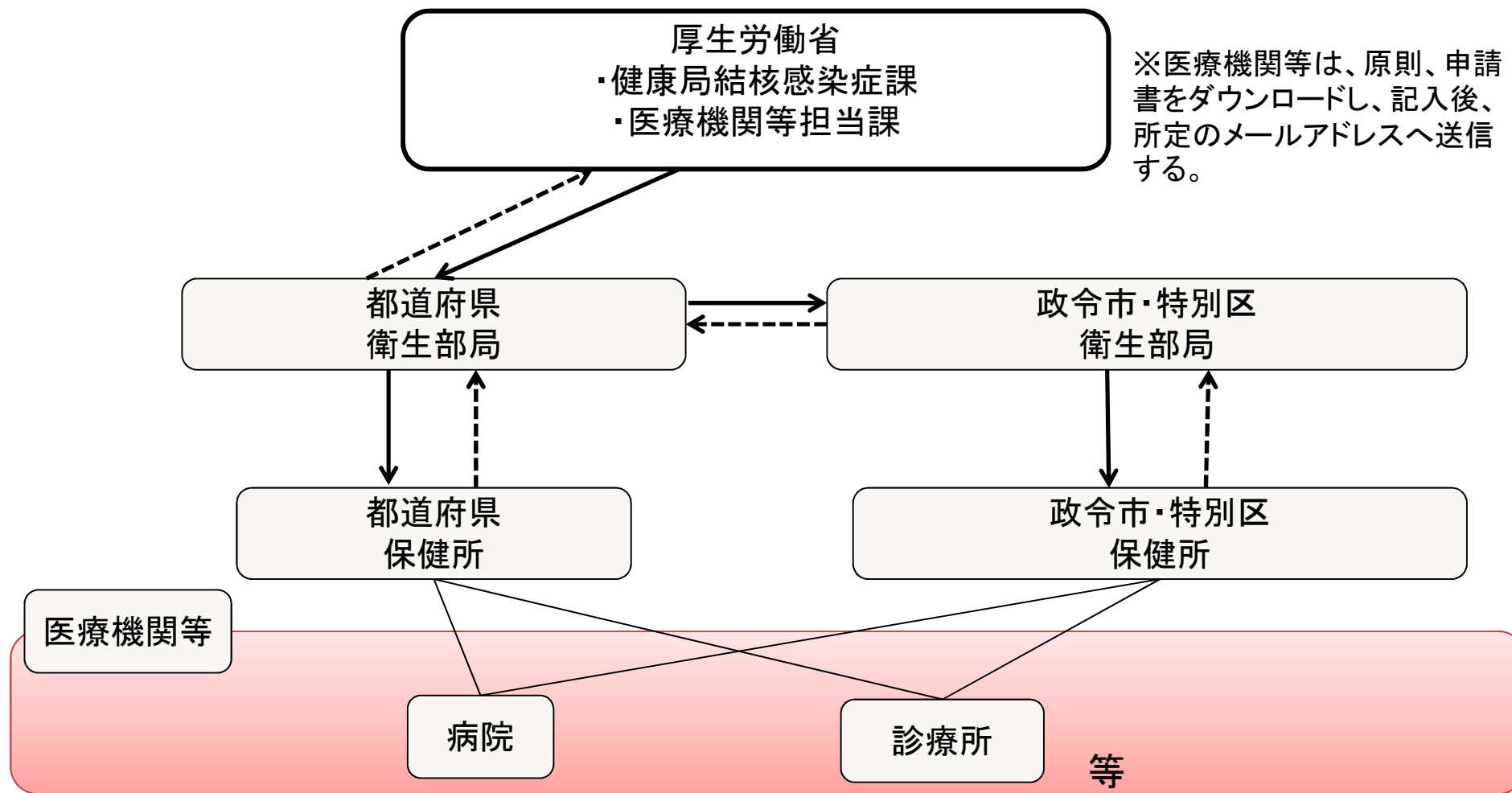
※³ 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。

- 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

医療関係者の申請のイメージ

——→ 登録依頼

-----→ 登録申請



※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

医療関係者の登録申請スケジュール

- 平成25年12月10日 特定接種の登録に係る告示及び
特定接種(医療分野)の登録要領の発出
- 都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知
- 医療機関等から都道府県等への登録申請
- 平成26年3月20日 都道府県から厚生労働省への登録申請
- 平成26年度中 国民生活・国民経済安定分野について、Webシステム
による登録の開始